

広島市文化創造センター、広島市中区民文化センター及び広島市国際青年会館
の施設・設備維持管理業務項目（年間）

文化創造センター

施設維持管理業務	主な仕様	回数
舞台機構保守点検	<ul style="list-style-type: none"> ・大ホール、多目的スタジオの吊物機構設備 ・大ホールオーケストラピット ・大ホール移動迫り ・多目的スタジオ舞台迫り 	年 4 回
舞台照明設備保守点検	精密点検及び部分点検 <ul style="list-style-type: none"> ・主幹分岐盤 ・調光盤 ・調光操作卓 ・舞台袖操作パネル ・照明器具 等 	年 2 回
舞台音響設備保守点検	精密点検及び部分点検	年 2 回
映写機器保守点検（35ミリ・16ミリ兼用機）	35ミリ専用型映写機（1台）、35ミリ・16ミリ併用型映写機（1台）、16ミリ専用型映写機（1台）等の保守点検 <ul style="list-style-type: none"> ・フィルム通路部 ・光源部 ・フィルム駆動映写関係 ・音響再生関係 ・機械駆動部 	年 1 回
ピアノ（大ホール・オーケストラ等練習場：スタンウェイ 2 台）保守点検	鍵盤の調整、弦合わせ、調律等の保守点検	年 1 回
ピアノの調律・調整	大ホール、多目的スタジオ、リハーサル室、視聴覚スタジオ、大・中・小音楽室のピアノの調律	年 2 回
録音編集室映像設備及び音響設備保守点検	映像設備 <ul style="list-style-type: none"> ・外観点検 ・システム点検 音響設備 <ul style="list-style-type: none"> ・外観点検 ・聴感点検 ・システム点検 	年 1 回
増築冷温水発生機保守点検	増築棟の冷温水発生機の性能の維持を確保することを目的として、冷温水発生機の保守点検業務を行う。	年 4 回

中区民文化センター

施設維持管理業務	主な仕様	回数
舞台機構保守点検	<ul style="list-style-type: none"> ・中ホールの吊物機構設備 ・中ホール搬入迫り 	年 4 回
	<ul style="list-style-type: none"> ・能舞台の床調整 	年 2 回
能舞台機構保守点検	<ul style="list-style-type: none"> ・本舞台迫り ・能舞台ワゴン ・花道迫り ・すっぽん迫り ・客席ワゴン 	年 2 回
舞台音響設備保守点検	精密点検及び部分点検	年 2 回

舞台照明設備保守点検	精密点検及び部分点検 ・主幹分岐盤 ・調光盤 ・舞台袖操作パネル ・照明器具、等	年2回
映写設備保守点検	35ミリ専用型映写機(1台)、35ミリ・16ミリ併用型映写機(1台)等の保守点検 ・フィルム通路部 ・光源部 ・フィルム駆動映写関係 ・音響再生関係 ・機械駆動部	年1回
ピアノの調律・調整	・中ホールのピアノの調律	年2回

国際青年会館

施設維持管理業務	主な仕様	回数
客室排水管洗浄業務	客室風呂(48箇所)の排水管が詰まって、水の逆流が起こるため、原因となっている髪の毛や石鹸を高圧水噴射によって取り除く。	年1回以上
自炊室グリストラップ清掃	自炊室のグリストラップ(2基)を清掃し、汚物を適正に処分する。	年1回以上
広島市無料公衆無線LANサービスの運用・保守業務	広島市無料公衆無線LANサービスの運用・保守業務を行う。	常時

建物全体

施設維持管理業務	主な仕様
清掃	施設内及び構内を清潔な状態に保ち、施設の衛生上の維持管理を図ることを目的として、①日常清掃、②定期清掃、③化学マットの設置、④エントランスホール及び共通ロビーのシャンデリア(8基)の清掃、⑤ガラス清掃、⑥宿泊施設の客室整備、⑦外溝の拾い掃き等の業務を行う。
警備	施設(有料駐車場を含む。)における火災、盗難、建物及び器物の損壊並びに不良行為を未然に防止し、施設における秩序の維持並びに保全を図り、施設の正常な運営・管理が行われることを目的として、常駐の方法(提示打刻)により警備を行う。
消防用設備保守点検	消防法第17条の3の3に基づき、施設の消防用設備等の点検(機器点検(6か月点検)、機器点検・総合点検(1年点検))等に関する業務を行う。 年2回以上。
設備運転管理	事故の未然防止、設備の性能の維持を図ることを目的として、施設に設置された各種設備の、安全かつ効率的な運転操作及びそれに必要な日常保守作業を関係法令に基づき実施する。 ①電気設備機器、②空気調和設備機器、③給排水衛生設備機器、④自家用電気工作物、⑤ドア、⑥照明設備等
自家用発電設備保守点検	自家用発電設備の機能の維持を確保することを目的として、自家用発電設備の保守点検業務を行う。 ①発電機、②ガスタービン、③直流電源装置、④消防法第17条の3の3の規定に基づく点検、⑤その他。年2回以上。
エレベーター設備保守点検	(1)エレベーター設備の性能の維持を確保することを目的として、エレベーター設備(①乗用エレベーター設備(4基)、②人荷用兼非常用エレ

	<p>ベーター（1基）、③荷物用エレベーター（1基）、④かご内監視カメラ）の保守点検業務を行う。月1回以上。</p> <p>(2) 建築基準法第12条の規定による検査。年1回。</p>
自動扉保守点検	自動扉の機能の維持を確保することを目的として、自動扉（16台）の保守点検業務を行う。年4回以上。
ゴンドラ設備保守点検	ゴンドラ設備の機能に維持を確保することを目的として、ゴンドラ設備の保守点検業務を行う。年6回以上。
電気設備保守点検	電気設備の性能の維持を確保することを目的として、電気設備（①ITV設備、②身障者用宿泊室・身障者便所呼出表示装置、③テレビ設備、④時計設備、⑤音声誘導装置）の保守点検業務を行う。年1回以上。
中央監視設備保守点検	中央監視設備の性能の維持を確保することを目的として、中央監視設備（①中央監視装置、②電装装置、③無停電電源装置）の保守点検業務を行う。年2回以上。
直流電源設備保守点検	直流電源設備の機能の維持を確保することを目的として、直流電源装置（①据置鉛蓄電池、②整流器）の保守点検業務を行う。年2回以上。
空調自動制御設備保守点検	自動制御設備の性能の維持を確保することを目的として、自動制御設備の保守点検を行う。年4回以上。
冷温水発生機保守点検	冷温水発生機の性能の維持を確保することを目的として、冷温水発生機の保守点検業務を行う。年4回以上。
冷凍機保守点検	冷凍機の性能の維持を確保することを目的として、冷凍機（1基）の保守点検業務を行う。年3回以上。
給湯ボイラー保守点検	給湯ボイラーの性能の維持を確保することを目的として、給湯ボイラー（5台）の保守点検業務を行う。年2回以上。
環境衛生維持管理	施設の正常な環境衛生の維持を図ることを目的として、法令に基づき環境衛生維持管理業務（①空気環境測定業務、②受水槽・高置水槽清掃業務（飲料水・雑用水の定期測定を含む。）、③ばい煙測定業務、④防虫・防鼠業務）を行う。
樹木等管理	施設周辺の樹木の管理（①剪定、②薬剤散布、③施肥）を行う。年2回以上。施設周辺の除草を行う。年3回以上
建築物飲料水水質検査	施設の適正な環境衛生の維持を図ることを目的として、法令に基づき建築物飲料水水質検査業務を行う。年2回以上。
固形状一般廃棄物処理	施設から排出される固形状一般廃棄物を館外へ搬出し、適正に処理することを目的として、固形状一般廃棄物搬出業務を行う。 ①可燃ごみ等（休日を除く毎日）、②大型ごみ等（年1回以上）、③有害ごみ等（年1回以上）
放置自転車処分	施設内に設置されている自転車を適正に処分する。年1回以上。
汚水槽雑排水	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、汚水槽及び雑排水槽の清掃等を行う。①汚水槽（2箇所）、②雑排水槽（2箇所）、③湧水槽（9箇所）、ポンプ等の機能点検も含む。年2回以上。
秘密文書回収運搬等	秘密文書を回収させ、製紙原料としてリサイクルできるよう製紙業者に搬入する業務。随時。
再生紙納入業務	秘密文書を溶解処理し、製紙原料にすることにより生成されたソフトシングルタイプのトイレトーパー1ロール130mを納入する業務。随

	時。
駐車場管制設備保守点検	駐車場管制設備の機能の維持を確保することを目的として、駐車場管制設備の保守点検を行う。年2回以上。
駐車場駐車料金システム保守点検	駐車場駐車料金システムの機能の維持を確保することを目的として、駐車場駐車料金システムの保守点検を行う。年4回以上。
防火対象物定期点検	消防法第8条の2の2の規定による点検1回。年1回。
防災対象物定期点検	消防法第8条の2の2の規定による点検1回。年1回。
公共建築物の劣化の状況の法定点検（新規）	建築基準法第12条の規定による点検 ①建築設備等の点検。1年以内ごとに1回。（昇降機を除く。） ②建築物の点検。3年以内ごとに1回。
電話交換機の維持管理	電話交換機（リース契約）の維持管理のための点検。月1回。

建物全体の保守管理に係る経費負担については、資料2の「施設管理に係る経費負担について」を参照